第11回教育委員会会議録

1日 時 平成29年11月24日(金) 開 会:14時30分

閉 会:15時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地 周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課主幹 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(地域政策課係長) 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件名						
1	会議録署名委員の指名について						
2	議案32号	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則制定について					
3	議案33号	平成29年度周南市一般会計補正予算要求について					
4	議案34号	周南市職員定数条例の一部を改正する条例制定について					
5	議案35号	周南市市民センター条例制定について(周南市公民館条例等を廃止する条例制定に					
		ついて)					
6	議案36号	周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について					
7	議案37号	周南市立小学校条例の一部を改正する条例制定について					
8	議案38号	周南市大田原自然の家の指定管理者の指定について					
9	議案39号	平成29年度(平成28年度対象)教育委員会の点検・報告評価書の提出について					

7 委員会協議会 (1) 1 2月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について (報告者:教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

(2) 成人式について (報告者:生涯学習課)

(3) 徳山駅前図書館について (報告者:中央図書館)

教育長 ただ今から「平成29年第11回教育委員会定例会」を開催いたします。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、 松田委員さんと大野委員さんにお願いいたします。

2 │ 議案32号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則制定について

教育長 続いて日程第2、議案第32号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則制定について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課主幹 議案第32号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則制定について」でございます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2条第11号によるものでございます。1ページから3ページを御覧ください。

8月の教育委員会定例会でご審議、ご決定いただきました、「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例」の一部改正により、就学援助費のうち、従来、入学後の7月に支給しておりました「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給できるよう、支給対象者に「就学予定者の保護者」が加えられました。

この条例改正に伴い、この度、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の全部を改正するものでございます。

全部改正の主な改正点について説明いたします。

第1条は、趣旨について定めており、変更はございません。

第2条は、就学援助費の申請について規定したものです。4ページをお願いいたします。 現行の規則では、別に口座振込依頼書を求めることとしておりましたが、手続きの簡素化 を図るため、申請書様式に振込先を記載していただけるよう、様式の変更をおこなってお ります。

続いて、5ページをお願いいたします。就学予定者に対し、新入学児童生徒学用品費等を入学前に支給することに伴い、別に申請書の様式を追加しています。

第3条関係は、第2条の申請に対して、援助の可否について決定通知することを規定し、 6ページから9ページにございます、「就学援助費の交付及び不交付決定通知書」、「新入学 児童生徒学用品費等の入学前支給に係る交付決定通知書」及び「不交付決定通知書」の様 式を規定しております。

8、9ページをご覧ください。不交付決定につきましては、行政処分にあたるため、通知文書に審査請求及び取消訴訟についての教示文を新たに追加し、記載しています。

2ページ、3ページにお戻りください。

第4条では、援助の種類及び額を別表にて規定しております。3ページの別表中の、「新入学児童生徒学用品費等」の欄に「小学校及び中学校の就学予定者」を新たに加えております。以上が、主な改正点でございます。よろしくご審議、ご決定のほどお願い申し上げます。

教育長 はい、それではご質問ございませんか。

池永委員 この件につきましては、新入学児童・生徒に対しまして配慮いただいて良かったと思いま す。不交付の決定ですが、この事例というのは相当数あるのでしょうか。

学校教育課主幹 相当数あります。申請率からすると、約17%の申請者が不交付となっております。

池永委員 9ページのところにあるように、審査請求とか訴訟関係というのは事例として今まであっ たのでしょうか。

学校教育課主幹 そちらに関しての事例はございません。不交付に係る問い合わせ等はございますが、こちらの説明の中で納得いただております。

松田委員 3ページの別表にある支給額ですが、その額の根拠というのは、周南市だけで決められているものなのか、それとも県内である程度統一されているものなのでしょうか。

学校教育課主幹 支給額については、各市町村が決定するようにはなっていますが、周南市では国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に基づいた金額を参考に決定させていただいております。

大野委員 3ページの別表の中の「郊外活動費」において、宿泊を伴うもの、伴わないものがございますが、違いについて教えてください。

学校教育課主幹 「宿泊を伴わないもの」は、バス遠足や社会見学などの日帰りのもので、「宿泊を伴うもの」は、修学旅行以外の宿泊訓練などのものを想定しております。

教育長 その他、ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 それでは、議案第32号を決定いたします。

教育長 ここでお諮りをいたします。

議案33号から議案38号までの6件については、市長に申し出る案件でございまして、 議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から「周南市教育委員会会議規則」第7条 第1項の規定により、秘密会としたいと思います。

これより採決を行います。

議案33号から議案38号までの6件を、秘密会とすることに賛成の委員の方は、挙手をお願いします。

(出席委員4人全員挙手)

教育長 ありがとうございます。それでは、議案33号から議案38号までの6件を、秘密会とすることに決定します。

9 │議案39号 平成29年度(平成28年度対象)教育委員会の点検・報告評価書の提出について

教育長 つきましては、「周南市教育委員会会議規則」第11条の規定により、議事日程を変更して、議案33号から議案38号までの6件に先だって、日程第9、議案39号「平成29年度(平成28年度対象)教育委員会の点検・報告評価書の提出について」を議題とします。この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長 議案第39号、「平成29年度(平成28年度対象)教育委員会の点検・報告評価書の提

出について」ご説明いたします。議案書の47ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2条第19号の規定により、「教育委員会の活動状況の点検・評価に関すること」につきま しては、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

それでは、議案書の別冊「平成29年度 教育委員会点検・評価報告書(案)」の1ページをご覧ください。

目次にございますように、この報告書は大きく4つの項から構成されております。

「1 はじめに」の項では、事務の点検及び評価の目的、教育委員会の概要、事務の点検及び評価についてを、「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項では、教育委員会の会議の開催状況、審議及び報告、教育委員会委員の活動についてを、「3 教育委員会の平成28年度重点施策」の項では、平成28年度の教育委員会の重点施策として、「周南市の教育」に掲載しております各所管課別の施策内容を、そして、「4 教育委員会の行政評価」の項では、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価として、平成28年度より、「適時適切な点検評価の実施」のために、前年度実施した事務事業についての評価を実施しております。この度、「学識経験者の知見の活用」として、教育に関し、学識経験を有するお二人の大学教授にご協力をお願いし、評価をいただきましたことから、これらの内容を掲載したものでございます。

それでは、各項ごとに、ご説明いたします。

まず、2ページの「1 はじめに」の項でございますが、ご承知のとおり、平成27年4月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、以下、「地教行法」と言わせていただきますが、この地教行法の改正法が施行され、教育の政治的中立や安定性、継続性の担保等の教育行政の根幹部分を堅持した上で、責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、市長と教育委員会の連携強化が図られました。

この改正は、市民にとって分かりやすい明確な体制を構築し、適時適切で効果的な教育行政を推進していくためのものでございますが、こうした視点から、教育委員会の事務につきましても点検・評価をし、外部の学識経験者から直接評価をいただき、議会報告及び公表を通じて、今後の事務改善に資することを目的とする旨等を説明いたしております。

次に、報告書の3ページをお願いいたします。「2 教育委員会の会議及び委員の活動」の項でございますが、ここでは、定例会を12回開催し、26件の議案と21件の報告案件の審議が行われたことや、総合教育会議の開催状況、学校等の訪問や研修会等の実施状況を記載し、報告するものでございます。

次に、6ページをお願いします。「3 教育委員会の平成28年度重点施策」の項につきましては、平成28年度に実施いたしました教育委員会の主要施策として、「周南市の教育」の各所管課別の施策内容部分を引用し、報告するものでございます。

それでは、20ページをお願いいたします。地教行法で規定された「教育委員会事務事業 の点検・評価」に関する内容となります「4 教育委員会の行政評価」の項でございます。

そこに記載しておりますとおり、周南市では、平成17年度から教育委員会を含めた全事務事業の「事務事業評価」を実施しておりますが、これに加えまして、平成23年度から「施策評価」を、平成25年度からは、評価の結果を施策に反映する「周南市版マネジメントシステム」を導入しており、教育委員会所管事務に係る点検評価も、これら市全体の事務事業評価等を活用して実施してまいりましたが、平成28年度から、教育に関する学識経験者を

有する外部の有識者より評価をいただくこととしたことから、平成28年度に実施いたしま した事務事業につきまして、個別の評価結果をお示ししているものでございます。

20ページ中段の四角囲みの「評価結果の内容」をご覧ください。個別の事務事業評価でございますが、教育委員会の権限に属する事務事業について、まず所管課長を中心とした一次評価を行い、さらに部長による最終評価を行うことで、常に点検・評価し、課題の早期改善につなげる「現場重視の行政評価」を実施いたしており、評価した事務事業96事業において、それぞれA~Dの評価を決定しております。内訳としては、計画通りに事業を進めるA評価が22事業、実施方法やコスト等を見直しのうえ継続するB評価が69事業、事業統合や外部委託等による大幅な見直しをするC評価が4事業、休止や廃止の検討をする又は事業が終了したD評価が1事業となっております。

各事業ごとの評価につきましては、20ページから22ページの一覧表の中で、評価結果 を掲載いたしております。

この内、D評価の1事業、21ページのNo.19の「単独校管理運営事業費」につきましては、大津島小学校が在校生不在による休校となり、これにより、全ての小規模単独校方式による学校給食施設の稼働も休止になったことから、事業終了により、D評価という結果となったものでございます。

また、C評価の4事業でございますが、22ページのNo.74の「大田原自然の家管理運営事業費」は、事業継続の方向性を示すことができたものの、具体的な移転計画については、今後改めてお示しするとしたこと、No.79の「高水ふれあいセンター管理運営事業費」は、入浴施設の継続運営について地元との協議が必要であること、No.86の「文化財等管理運営事業費」につきましては、成果指標である県指定文化財「山田家本家」への入館者数が目標が大きく下まわったこと、そして、No.95の「教育集会所管理運営事業費」につきましては、地元管理についての検討が必要であること、などの理由により、大幅な見直しを要するとの評価結果となっております。

23ページをお願いいたします。先程、説明いたしましたが、大変ご多忙の中、徳山大学の渡部教授と山口大学の霜川教授に評価をいただき、その結果を原文のまま掲載させていただいたものでございます。

渡部教授からは、「教育大綱」における基本理念を踏まえた施策実現のための、事務事業 全般についての順調な執行状況について、高い評価をいただくとともに、各事務事業の課 題・改善策の具体的かつ的確な記述に対し、今後の改善についての期待をいただきました。

また、地域活性化によるまちづくりと地域教育によるそれを担う人づくりは表裏一体のものとして捉えられるべきであり、引き続き、「教育大綱」の基本方針のさらなる具体的遂行と、周南教育の成果を多くの市民に共有化してもらうための発信力の強化を望むといったご教示をいただいたところでございます。

霜川教授からは、「教育大綱」に基づき市長部局と教育課題、目指す姿や教育の在り方を 共有し、一体となって教育行政を推進し、同時に、教育課題や今後の地域等の変化に伴い予 測される諸問題を捉え、対応していることを総合的に高く評価いただきました。

特に記すべき事項として、『「これからの時代に求められる学校像」と学社融合、他部局連携』、『「不易と流行」、「ふるさと周南」を大切にする教育の充実』、そして、『「公の施設」としての魅力と在り方の共有』の3事項について、着実な事務事業の推進につなげるための今後の事業の方向性、展開についてご教示をいただいております。

記載事項の説明は以上でございます。

この「教育委員会の所管事務に係る点検・評価」は、教育委員会が自ら活動状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することで、市民への説明責任を果たしながら、より効果的な教育行政の推進に資することを目的としております。

従いまして、この点検・評価の結果を踏まえまして、今後の教育行政の改善等につなげて まいりたいと考えております。

なお、本報告書は、本日、決定いただいた後、字句等については確認精査し、必要な修正を行った上で議会に提出するとともにホームページ等で公表することとしております。以上でございます。よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

教育長 この件について、ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 それでは、議案第39号を決定いたします。

教育長 これより議案33号から議案38号までの6件を、秘密会にて行います。

【以下、非公開】※12/15 以降、公開

教育長 その他、何かございませんか、よろしいでしょうか。

それでは以上で、平成29年第11回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松田	敬子	委員		
大野	泰生	委員		

【非公開箇所:議案33号~議案38号】

3 | 議案33号 平成29年度周南市一般会計補正予算要求について

教育長 それでは、日程第3、議案第33号「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」

を議題といたします。

この件については、各課から説明をお願いいたします。まず最初に、教育政策課から説明 をお願いします。

教育政策課長 議案書10ページ、議案第33号、「平成29年度周南市一般会計補正予算要求について」 ご説明いたします。

> 提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」 第2条第12号により「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出る こと」は教育委員会の権限とされておりますことから、議案書の10ページから18ページ のとおりお諮りするものでございます。

> 今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算で1千19 5万6千円を、歳出予算で6千91万5千円をそれぞれ増額するとともに、債務負担行為の 追加、地方債補正について、市長に意見を申し出るものでございます。

> なお、議案書の12ページ以降の補正予算の事項別明細書の右端の欄に、予算の所属課を 表記いたしておりますが、各事業費に係る補正予算の詳細につきまして、各課よりご説明い たします。

まず、教育政策課でございます、議案書の13ページをお願いします。

歳出予算の補正でございます。「教育費」、「教育総務費」、「事務局費」における「職員給 与費等」の545万2千円の増額は、主に人事異動等によるものでございます。

中段の「アスベスト含有調査事業費」の372万につきましては、教育施設における建築物の塗材等にアスベストが含まれているかを調査する委託料でございまして、財源につきましては、社会資本整備総合交付金が100%充当されるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。「小学校費」、「小学校管理費」に係る増額補正につきましては、需用費と役務費をあわせて1千155万3千円を、「中学校管理費」につきましては、需用費として510万円増額いたしておりますが、これらは、学校施設の修繕に係る経費や、漏水調査・汚水管清掃等の手数料などの維持管理経費の不足分として計上したものでございます。

「中学校建設費」につきましては、周陽中学校管理・特別教室棟において、経年劣化による雨漏り等の不具合が生じましたことから、屋根防水シートの改修等を行うものでございます。

戻りまして12ページをお願いいたします。これらの事業に充当する財源といたしまして、 ここに記載しておりますとおり、「国庫支出金」と借入金であります「市債」について所要 の補正を行うものでございます。

16ページと17ページをご覧ください。債務負担行為といたしまして、まず、周陽中学校施設整備事業につきまして、工期が6カ月程度を要することから、翌年度までの期間において限度額2千159万6千円の債務負担行為を設定するものでございます。

次に、中学校普通教室空調設備整備事業につきましては、第1期予定の岐陽中・富田中・ 熊毛中・周陽中・太華中学校の空調設備設置工事と、残る9校分の実施設計業務の委託料に つきまして、翌年度までの期間において、限度額4億5,692万6千円を債務負担行為と して設定するものでございます。以上でございます。

学校教育課主幹 続きまして、学校教育課所管分の補正予算について御説明いたします。

議案書の13ページをお願いします。まず、「教育費」、「教育総務費」、「教育指導費」の

教育指導一般事務費120万円の増額補正でございます。こちらは、県からの派遣を受けております指導主事8名の事務経費の負担金が、4月の人事異動に伴い、不足する見込みとなりましたことから補正するものです。

生活指導推進事業費1,578万3千円の増額は、学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴いまして、増員となる経費を補正するものでございます。当初予算では生活指導員58名、介助員5名を見込んでおりましたが、現在、生活指導員74名、介助員7名を配置しております。

続きまして、「教育費」、「小学校費」、「小学校管理費」の小学校運営費の需用費600万 7千円の増額の補正です。これは、小学校における光熱水費が不足する見込みとなり、増 額となる経費を補正するものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。「小学校管理費」の小学校備品整備費、備品 購入費の49万6千円の増額補正でございます。これは、難聴特別支援学級にエアコンを 設置するための経費でございます。

16、17ページをお願いいたします。債務負担行為補正につきましては、外国指導助手配置業務委託料で、従来、外国指導助手の配置を民間事業者に委託いたしておりますが、この委託契約が今年度で終了し、30年度から2年間の契約を予定していることから、次期の事業者の決定をするにあたり、31年度までの期間において、限度額1億199万円の債務負担行為を設定するものでございます。以上、学校教育課の所管するものについての説明を終ります。

生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分の補正予算について御説明いたします。

14ページをご覧ください。まず、「教育費」、「社会教育費」、「社会教育総務費」における「職員給与費等」の1,323万7千円の減額についてでございますが、生涯学習課、人権教育課、図書館及び文化スポーツ課に配属されている職員の人事異動等によるものでございます。

次に15ページをご覧ください。「教育費」、「社会教育費」、「公民館費」における「公民館管理運営事業費」の473万8千円の増額でございますが、周南市市民センター条例制定により、平成30年4月1日から施設の名称が変更となることに伴い、今年度中に調達する必要がある物品や施設名称看板の作成に要する経費を計上するものでございます。

具体的には、新しい施設名のゴム印や領収印の調達に要する経費として53万3千円、各施設の利用申請書関係書類及び使用料整理票の作成に要する経費として10万5千円、施設名称看板の作成および設置に要する経費として410万円となっております。

次に16ページ、17ページをご覧ください。大田原自然の家指定管理料に係る債務負担行為補正の追加でございます。これは、「周南市大田原自然の家の指定管理者の指定について」の議案の提出に伴い、財源の確保が必要であることから、平成29年度から平成30年度までの期間につきまして、3,246万1千円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。以上で説明を終わります。

人権教育課長

続きまして、人権教育課所管分の補正予算について御説明いたします。

議案書の15ページ、「人権教育推進費」をご覧ください。人権教育推進一般事務費の負担金を50万4千円増額するもので、これは、派遣社会教育主事1名の給与費負担金の上半期納入通知書が県教育庁社会教育・文化財課から届き、年間負担金額が確定したことから増額となる経費を補正するものでございます。以上でございます。

学校給食課長 続きまして、学校給食課所管分の補正予算について御説明いたします。

議案書は15ページでございます。一番下の項目の「保健体育費」、「学校給食費」における、「職員給与費等」593万5千円の減額は、人事異動に伴う徳山西学校給食センター職員1名減によるものでございます。

次に、その下の段、「学校給食管理運営事業費(徳山西)」の賃金183万4千円の増額でございます。これは、先に御説明いたしました徳山西学校給食センター職員1名減により、現行の臨時職調理員の勤務時間・勤務日数の増加や、新たに臨時職調理員を雇用したことによる賃金の増額補正でございます。以上でございます。ご審査、ご決定の程、よろしくお願いします。

教育長 ご質問はございませんか。

片山委員 空調関係ですが、普通教室何教室分の整備となるのでしょうか。普通教室ごとに1基ずつ 設置するようになるのでしょうか。

教育政策課長 各教室に1基ずつ、天井吊り下げ型を設置します。

教育部長 教室の面積によりますが、普通教室の場合であれば、室内機は2基になろうかと思います。 教室内に2か所に吹き出し口があるかたちです。また、天井に埋め込んで設置するということはできませんので、埋め込み式ではなく、吊り下げ式となります。さらに、音楽室などの設置も検討しておりますが、設置すると決定されれば、教室の面積に応じて3~4基などの設置になろうかと思います。通常の8m、10mの普通教室の大きさであれば、2か所の吊り下げ方式というかたちになります。普通教室全体では174教室分の整備になろうかと思います。

松田委員 13ページに「アスベスト含有調査事業費」とありますが、これは何か所ぐらいを予定されていますか。

教育政策課長 現時点では24施設のもので、62検体を予定しています。あくまでアスベストが含有しているということではなくて、含有しているかどうかを調査するものです。

池永委員 空調を設置する難聴学級は1学級だけですか。

学校教育課主幹 この度は岐山小学校と富田西小学校の2学級を予定しています。

池永委員 難聴学級はどれくらいありますか。

学校教育課主幹 現在、小学校は、今宿小学校、夜市小学校にそれぞれ1学級あり、中学校は太華中学校に あります。

教育長 その他、ご質問はございませんか。

それでは、議案第33号を決定いたします。

議案34号 周南市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

教育長 続いて日程第4、議案第34号「周南市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」 を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長 議案書19ページ、議案第34号「周南市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2 条第12号により「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出るこ と」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書20ページをお願いいたします。本条例は、地方自治法第172条第3項の規定により、市職員の定数を定めたものでございますが、この度、公民館等の市長部局移管及び定員適正化により生じた定数と実数のかい離是正に伴い、所要の改正を行うものでありまして、教育委員会の事務局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員定数を185名から104名に改めるものでございます。

なお、これまでの本条例における職員定数185名は、平成21年4月1日に設定したものでございまして、今日までの間、新たな行政課題や多様な市民ニーズに応えるため、組織力や職員力の向上に努めるとともに、幼稚園の再編、文化・スポーツ振興業務の移管、学校給食センター整備、その他事務改善等を推し進めたことにより、平成29年4月1日における実際の配置職員数は124名となっております。

さらに、この度の公民館等の市長部局移管に伴いまして、平成30年4月1日に約20名が市長の事務部局に配置される予定であることなどから、124名から減数とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 それではご質問はございませんか。

5

大野委員 人数が大幅に減るということで、精査されてはいるのでしょうが、残られた職員の事務量 が増えるということはないでしょうか。

教育政策課長 このことにつきましては、ただ今、業務の改善等に取り組んでいます。また教育大綱に掲げた目標を達成すべく様々な取組も進めているところでございますので、委員の皆さまのご意見もいただきながら努めていきたいと考えています。事務改善につきましては、少し検討の余地を残しております。

大野委員 学校の先生も働きすぎという話もありますが、教育委員会の皆さまも働きすぎにならないように、気をつけていただければと思います。

教育長 他にはご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 それでは、議案第34号を決定いたします。

議案35号 周南市市民センター条例制定について(周南市公民館条例等を廃止する条例制定について)

教育長 続いて日程第5、議案第35号「周南市市民センター条例制定について(周南市公民館条 例等を廃止する条例制定について)」を議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第35号「周南市市民センター条例制定について(周南市公民館条例等を廃止する条例制定について)」を説明いたします。

議案書23ページから38ページをご覧ください。なお、本日、補足資料としたしまして、A4縦型1枚の「市民センター条例制定等に伴う施設の新旧対照表」をお配りしていますので、そちらの資料につきましても後ほど、利用しながら御説明したいと思いますのでよろしくお願いします。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則」第2条第12号に よるものでございます。

本件は、公民館の社会教育及び生涯学習機能に加え、地域づくりの支援を行う機能を強化

することを目的として、公民館のほか、三丘徳修館及び勝間ふれあいセンター、その他の施設を市民センターとする「周南市市民センター条例」の制定に伴い、27ページの附則第2項に記載のとおり、教育委員会といたしまして、このたび「周南市公民館条例」、「周南市三丘徳修館条例」及び「周南市勝間ふれあいセンター条例」を廃止するものでございます。

ページ戻りまして、25ページをご覧ください。周南市市民センター条例の内容について、主な箇所を抜粋して御説明いたします。

まず、第1条で、施設を設置する趣旨について「地域の特性に応じた主体的かつ総合的な地域づくりを促進するとともに、一人ひとりの主体的な学びとしての生涯学習を推進することにより、活力ある持続可能な地域社会の実現を図る」こととしております。

また、第3条において、センターが取り組む事業を定めております。同条第2号において「生涯学習の推進に関する事業」を、また、第3号において、学校・家庭・地域を念頭に置き「各種団体、組織及び機関等の連携に関する事業」を明記することにより、公民館がこれまで担ってきた生涯学習に関する取組を継続することをうたっております。

なお、第4条に定める休館日や、第5条に定める使用時間、26ページに記載しております第9条に定める使用料については、従来の公民館条例を踏襲しております。

ただし、使用料については、30ページの別表第2の備考において、営利加算の定めを設けております。

次に、28ページをご覧ください。附則第4項「事業を行うその他の施設」として、「鶴いこいの里」、「新南陽ふれあいセンター」、「コアプラザかの」の3施設については、市民センターと同様の事業を行う施設であると定めております。

次に、28ページと29ページの別表第1において市民センターの一覧をお示ししておりますが、ここで別にお配りしております資料「市民センター条例の制定等に伴う施設の新旧対照表」をご覧ください。これは、市民センター条例制定に伴う施設の移管状況等についてお示ししております。

まず、資料の左半分、(旧)と表示してある列でございますが、このたび移管対象となる 現在の施設を記載しております。

No.1 からNo.4 2までの施設が示されておりますが、このうちNo.3 3 からNo.3 5 の 3 施設を除く 3 9 の施設が教育委員会関係でございます。

具体的に、No.1 からNo.2 7 の施設は、現在の公民館及び分館を、そのまま新たに市民センター及び分館として位置づけております。

No.28からNo.30の3施設は、このたびの市民センター化に伴い、分館化いたします。 No.31及びNo.32は、現在の「勝間ふれあいセンター」及び「三丘徳修館」を、そのまま新たに市民センターとして位置づけるものでございます。参考までに、No.33からNo.35は市長部局の施設でございますが、それぞれ市民センターあるいは市民センター別館として位置付けております。

次に、No.36及びNo.37は、公民館条例の廃止に伴い「福川公民館」と「鹿野公民館」が 廃止となりますが、先ほど説明いたしましたとおり、新たに市民センターと同様の事業を行 う複合施設「新南陽ふれあいセンター」及び「コアプラザかの」として、位置づけをいたし ます。

No.38の「鶴いこいの里」は、教育委員会の所管する施設のままとして移管はいたしませんが、「新南陽ふれあいセンター」及び「コアプラザかの」と同じく、市民センターと同様の

事業を行う複合施設として位置づけをいたします。

No.39の「馬島公民館」は、廃止して普通財産といたしますが、公民館機能といたしましては、資料右側の列、No.33として記載しております、新設の大津島支所に併設する「大津島市民センター」が、引き続き進めていくこととしております。

資料左側のNo.に戻りまして、No.40の「須金公民館」でございます。この施設は、現在、 倉庫として利用しており、実際の公民館機能は、隣接する市長部局の「須金農村環境改善セ ンター」にて行っていることから、先ほど説明しましたとおり、「須金農村環境改善センター」 を「須金市民センター」と位置づけ、「須金公民館」は廃止のうえ普通財産といたします。

No.41の「熊毛公民館」は、唯一、公民館としての対象地区を持たない統括館でございますので、各地区での地域づくりを進める市民センターとしての位置づけはせず、あらたに「ゆめプラザ熊毛」を構成する施設として、現状のまま、引き続き市民の皆様に御利用いただくこととしております。

最後に、No.42の「高水ふれあいセンター」は、現在、教育委員会が「高水公民館」と一体的な管理を行っておりますことから、「高水公民館」が「高水市民センター」となることに合わせ、管理業務を市長部局へ移すものでございます。

なお、「学び・交流プラザ」については、全市域を対象とした生涯学習施設であることから、これまでどおり教育委員会の所管施設として管理運営をしてまいります。

以上、教育委員会の所管する公民館及び公民館類似施設の大半を、市民センターとして市 長部局に移管することとなりますが、先に申し上げましたとおり、市民センターは引き続き 生涯学習に取り組む施設としており、今後も市内各地域において生涯学習の推進に努めてま いりたいと考えております。以上で説明を終わります。

教育長 ご質問はございませんか。

- 片山委員 公民館が市民センターになるという説明でしたが、職員の配置によって現在と比べて人数 が増減するという検討はあるのでしょうか。
- 生涯学習課長 正規職員・嘱託職員、また館長としてのポストにつきましては、本年度と同様の体制での 予算の確保に向けて、現在取り組んでおります。
- 松田委員 第13条に「指定管理者による管理」とありますが、市民センターは将来的には、全市民 センターを指定管理者による管理される意向があるのでしょうか。
- 生涯学習課長 議会等においてもご承認いただきましたら、平成30年4月1日から、公民館は市民センターとして地域づくり推進課が所管することとなっております。担当部署からお伺いしているところでは、将来的には全ての市民センターを指定管理者による運営に移行したいという思いでいるということです。その時期については、これから地域の皆さまと調整をしていきながら進めていきたいということです。
- 大野委員 第9条ですが、「使用者は使用料の合計金額を前納しなければならない」と規定されていますが、これは今までと変更はないでしょうか。
- 生涯学習課長 はい、変更はありません。今までどおり「前納しなければならない」という規定を踏襲しております。
- 池永委員 25ページ、第4条の休館日の規定ですが、正月休みだけなのでしょうか。週に1日とか なかったでしょうか。
- 生涯学習課長 休館日は規定されていますとおり、12月29日から1月3日までとなっております。土曜日・日曜日は通常、職員は配置をしておりませんが、館は開いておりまして、利用申請が

提出されて許可がおりれば利用はできる状態です。なお、第4条第2項に休館日の変更ができる規定を設けていますので、必要があれば休館日においても利用は可能ということにはなります。

例えば、新春ご来光などの地域行事等で公民館を利用するということがあれば、所定の手続きをとって許可をするということもあります。

教育長 その他、ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 それでは、議案第35号を決定いたします。

議案36号 周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について

教育長 続いて日程第6、議案第36号「周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条 例制定について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第36号「周南市新南陽ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定について」 説明をいたします。

議案書32ページから38ページをご覧ください。

提案理由は「周南市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則」第2条第12号に よるものでございます。

本件は、先ほどご説明いたしました「周南市市民センター条例」の制定に伴い、周南市公民館条例を廃止することから、新南陽ふれあいセンターを構成する「多目的ホール」、「福川図書館」、「福川公民館」、「福川武道館」、「新南陽プール」、「その他の便益施設」から、「福川公民館」を削除する一方で、市長部局において市民センターと同様の事業を行う複合施設「新南陽ふれあいセンター」と位置づけるために必要な改正を行うものでございます。

議案書34ページをご覧ください。主な改正点でございますが、第2条に定める施設の設置目的の説明文のうち、「生活文化の向上」を「生涯学習の推進」に改め、生涯学習に取り組む施設であることをより明確にするとともに、第5条中「教育委員会」を「市長」に改めるように、各条において教育委員会が行うこととされている手続きについて、市長が行うよう改正をしております。

具体的な改正の内容につきましては、議案書35ページから38ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご覧ください。以上で説明を終わります。

教育長 ご質問いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第36号を決定いたします。

7 |議案37号 周南市立小学校条例の一部を改正する条例制定について

教育長 続いて日程第7、議案第37号「周南市立小学校条例の一部を改正する条例制定について」 を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課主幹 議案第37号「周南市小学校条例の一部を改正する条例の制定について」について御 説明いたします。39ページから42ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」

第2条第12号により「教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること」は教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

これは、平成30年4月から長穂小学校用地を活用し、長穂支所・公民館の整備を行うことに併せて、平成22年4月から休校となっている長穂小学校を平成30年3月末で廃校とするための所要の改正を行うものでございます。

42ページをお願いします。別表にございます、長穂小学校を削除し、廃校といたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

教育長 ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、議案第37号を決定いたします。

8 | 議案38号 周南市大田原自然の家の指定管理者の指定について

教育長 続いて日程第8、議案第38号「周南市大田原自然の家の指定管理者の指定について」を 議題といたします。

この件については、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長 議案第38号「周南市大田原自然の家の指定管理者の指定について」ご説明いたします。 議案書、43ページから46ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第12号によるもので、「周南市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例」第6条の規定に基づき、平成30年度の周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市 ふるさと振興財団を指定しようとするものでございます。なお、指定管理期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間としております。

周南市大田原自然の家は、豊かな自然環境の中で、野外活動や宿泊学習などを通して青少年の健全育成を図るための施設として、現在、公益財団法人周南市ふるさと振興財団に管理をお願いしております。

なお、本年、平成29年3月に策定しました「周南市大田原自然の家施設分類別計画」の中で、今後の施設の方向性について、青少年の健全育成を目的とした集団宿泊訓練及び野外活動に関する事業は継続するが、施設の老朽化や一部が土砂災害特別警戒区域内にあることを踏まえ、利用者の安心安全の確保の観点から、現在の地区以外の公共施設若しくは類似施設への移転又は新設等を進めるなどを決定しており、現在、移設先の候補地の選定作業に取りかかっているところでございます。以上で説明を終わります。

教育長 ご質問はございませんか、よろしいでしょうか。 それでは、議案第38号を決定いたします。